

中央区広報PR用ロゴデザインが決定

広報さっぽろ1月号で投票を呼び掛けました「中央区広報PR用ロゴデザイン」につきましては、総数521通の投票をいただきました。

集計の結果、鈴木理恵さん（専門学校札幌デザイナー学院）が制作した右の作品（広報さっぽろ1月号ではB）が最優秀作品に選ばれました。

新しいロゴデザインは、来月号から「広報さっぽろ区民のページ」表紙に登場します。

また、投票に併せて広報さっぽろに対する貴重なご意見・ご感想も多数いただきありがとうございました。

（詳細） 総務企画課広聴係 ☎205-3216



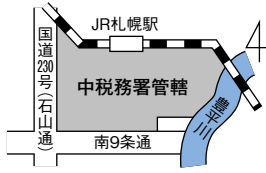
ここに
入ります



市長と語ろう！中央区のまちづくり

税の申告はお済みですか！？

住民税（市・道民税）・所得税・贈与税・消費税および地方消費税の相談と申告書の受け付けを下表の通り行っています。お早めに申告してください。

区分	住民税の申告（市・道民税） ※所得税申告済みの方は不要。	区分	所得税・贈与税の申告と納税	消費税および地方消費税の申告と納税 （個人事業者）
会場	中央市税事務所 （北2東4 サッポロファクトリー2条館4階）	会場	札幌中税務署（大通西10 札幌第二合同庁舎） 札幌西税務署（西区発寒4-1）	
期間および時間	3月1日(金)～15日(金) 8時45分～17時15分 ※土・日曜は休みです。 ※期間初日は混雑します。 ※上記期間以前でも住民税申告の受け付けを行います。	期間および時間	3月15日(金)まで 9時～17時 ※各会場とも土・日曜、祝日は休みです。 ※例年、受け付け最終日は大変混雑します。 ※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。	4月1日(月)まで 9時～17時
詳細	中央市税事務所 市民税課市民税係 ☎211-3914	詳細	札幌中税務署 ☎231-9311 札幌西税務署 ☎666-5111 ※自動音声案内に従ってお問い合わせください。	 中税務署管轄 それ以外の中央区の方は、西税務署が管轄です。

申告の際には、源泉徴収票や社会保険料・生命保険料・医療費などの証明書（領収書）など、申告に必要な書類を忘れずにお持ちください。確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、お早めに提出されるようお願いいたします。

※税務署から「確定申告のお知らせ」（はがきまたは封書）が届いている方は、こちらもお持ちください。

※国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると確定申告書が簡単に自宅で作成できます。作成した確定申告書は、印刷して郵送などにより提出できるほか、そのまま「e-Tax」で送信することができます。詳しくは国税庁ホームページを参照してください。

※平成24年分から贈与税の申告も「e-Tax」で送信できるようになりました。

●公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がありません。

◆この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

◆公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関することは中央市税事務所までお問い合わせください。